

南丹市

Nantan City

おくやみ
ハンドブック



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

南丹市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。手続きの参考に、この「おくやみハンドブック」をご活用ください。

南丹市

事前準備について

南丹市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参のうえ、南丹市役所本庁または各支所へお越しください。



本庁・各支所のご案内

	所在地	代表電話番号
本庁	京都府南丹市園部町小桜町 47 番地	0771-68-0001
八木支所	京都府南丹市八木町八木東久保 29 番地 1	0771-68-0020
日吉支所	京都府南丹市日吉町保野田市野 3 番地 1	0771-68-0030
美山支所	京都府南丹市美山町島島台 51 番地	0771-68-0040

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類**（マイナンバーカード、運転免許証など）
※写真付きのものがない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳など計2点。
- 認印**（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳**（※相続人代表及び喪主、年金請求者）
※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）**
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証**
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- 介護保険被保険者証**
- 福祉医療費受給者証**
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証**

本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）**
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
 - 2点で本人確認できる書類**
健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (41 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (43 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (44 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (43 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (44 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

南丹市で必要な手続きについては6ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.6
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
	<input type="checkbox"/>	在留カード、特別永住者証明書を所持していた	P.7
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.12
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入または受給していた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.14
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた	P.15
	<input type="checkbox"/>	市府民税の課税対象者である(当該年1月2日以降にお亡くなりの方)	P.16
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車(250cc超)を所有していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	三輪・四輪の軽自動車を所有していた	
介護保険	<input type="checkbox"/>	南丹市の被保険者であった	P.19
	<input type="checkbox"/>	介護認定を受けていた	P.20
老人医療	<input type="checkbox"/>	福祉医療費受給者証(「マル老」)を交付されていた	P.21
見守り	<input type="checkbox"/>	あんしん見守りシステムに関する機器の貸与を受けている	P.22
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.26
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害老人健康管理事業の助成を受けていた	P.27
	<input type="checkbox"/>	福祉医療費支給事業(障がい)の助成を受けていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所支援を利用していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.30
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子育て支援医療費助成受給者証を交付されていた	P.31
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	幼稚園・保育所等に通っている未就学児の保護者	P.32
	<input type="checkbox"/>	母子家庭奨学金を受給していた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.33
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
	<input type="checkbox"/>	浄化槽を使用していた	P.34
飼い犬	<input type="checkbox"/>	犬の飼い主として登録している方	P.35
農地	<input type="checkbox"/>	農地所有者	
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅の名義人	P.36
	<input type="checkbox"/>	同居家族が入居を継続する	
	<input type="checkbox"/>	市営住宅の同居家族だった	P.37
その他	<input type="checkbox"/>	家財整理をしたい	

1. 住民登録に関する手続き

◆マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返納または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは失効します。 原則、カードの返納義務はありません。 亡くなられた方のマイナンバーは、税や保険などの手続きで使用する場合がありますのでそのまま保管いただき、不要になれば返納または裁断して破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 ☎ 0771-68-0005 本庁 1 号庁舎 1 階

◆印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 ☎ 0771-68-0005 本庁 1 号庁舎 1 階

1. 住民登録に関する手続き

◆在留カード、特別永住者証明書を所持していた

手続き 在留カード、特別永住者証明書の返納

手続き詳細	期 限
在留カードまたは特別永住者証明書を所持している外国人の方が死亡したときは、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署に直接返納してください。	死亡した日（死亡後に在留カードまたは特別永住者証明書を発見したときは、その発見の日）から14日以内
	手続き可能な人 親族または同居人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 返納理由を証する文書（除票・死亡証明書など） ※郵送による返納手続きも可能。詳しいことは、出入国在留管理庁のホームページをご確認ください。	大阪出入国在留管理局 京都出張所 ☎ 075-752-5997

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

2. 保険に関する手続き

◆国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、被保険者証を回収しています。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	市民課 ☎ 0771-68-0011 本庁 1 号庁舎 1 階

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※申請は原則喪主となります。代理受領をする場合は、喪主の委任状が必要になります。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬祭領収書)	市民課 ☎ 0771-68-0011 本庁 1 号庁舎 1 階

手続き③ 相続人代表者指定届兼口座振込依頼書の提出

手続き詳細	期 限
過誤納還付金が発生した場合に、相続人代表者に還付します。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	市民課 ☎ 0771-68-0011 本庁 1 号庁舎 1 階

2. 保険に関する手続き

手続き④ 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険税の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人・親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 送付先変更届の届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証・保険証など) 【届出者と送付先が異なる場合】 <input type="checkbox"/> 送付先の住所・氏名(宛名)が確認できる書類	市民課 ☎ 0771-68-0011 本庁1号庁舎1階

◆後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、被保険者証を返納してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	市民課 ☎ 0771-68-0011 本庁1号庁舎1階

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※申請は原則喪主となります。代理受領をする場合は、喪主の委任状が必要になります。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬祭領収書)	市民課 ☎ 0771-68-0011 本庁1号庁舎1階

手続き③ 高額療養費支給申請書と相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、給付できなくなった際に相続人代表者に支給されます。(相続人全員の記名押印が必要となります。)	2年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	市民課 ☎ 0771-68-0011 本庁1号庁舎1階

手続き④ 相続人代表者指定届兼口座振込依頼書の提出

手続き詳細	期 限
過誤納還付金が発生した場合に、相続人代表者に還付します。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	市民課 ☎ 0771-68-0011 本庁1号庁舎1階

2. 保険に関する手続き

手続き⑤ 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
<p>後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。</p> <p>ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。</p> <p>※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。</p>	<p>なし</p>
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 送付先変更届の届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証・保険証など) 【届出者と送付先が異なる場合】 <input type="checkbox"/> 送付先の住所・氏名(宛名) が確認できる書類	<p>市民課</p> <p>☎ 0771-68-0011</p> <p>本庁 1 号庁舎 1 階</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

3. 年金に関する手続き

◆国民年金のみに加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。	死亡された日から5年以内 (ただし、死亡一時金のみ 2年以内)
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの (年金を受給していた方は、年金証書) ※手続き内容により必要な持ち物が異なりますので、来庁前に電話でお問い合わせください。	市民課 ☎ 0771-68-0011 本庁1号庁舎1階

◆厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの (年金を受給していた方は、年金証書) ※手続き内容により必要な持ち物が異なりますので、来庁前に電話でお問い合わせください。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 京都西年金事務所 ☎ 075-323-1170

3. 年金に関する手続き

◆共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	—
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの (年金を受給していた方は、年金証書)	各共済組合

◆農業者年金に加入または受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
被保険者または受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は遅滞なく住所地のJA支店を經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	遅滞なく
	手続き可能な人 ご遺族(配偶者、子などの順)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡者が受給権者である場合、農業者年金証書(紛失したときは「農業者年金証書紛失届」をJA支店で発行) <input type="checkbox"/> 死亡日が確認できる戸籍謄本、住民票の写しまたは市区町村長の発行した死亡日を明らかにすることができる証明書 <input type="checkbox"/> 未支給年金、死亡一時金がある場合は、死亡した者と請求者の続き柄を確認できる戸籍の謄本などおよび同一生計証明(JA支店で発行) <input type="checkbox"/> 死亡者が被保険者であった場合、死亡者の農業者年金被保険者証 ※未支給年金や死亡一時金の請求は原則、請求順位に基づきます。(死亡者の配偶者、子などの順)	農業委員会事務局 ☎ 0771-68-0067 本庁2号庁舎3階

4. 税金に関する手続き

◆市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書・納付書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書・納付書	税務課 ☎ 0771-68-0004 本庁 1号庁舎 1階

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課 ☎ 0771-68-0004 本庁 1号庁舎 1階

MEMO

4. 税金に関する手続き

◆固定資産を持っていた

手続き① 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する代表者を相続人の中から指定する届出になります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※法務局で相続登記が済んでいる方でも、年内に納付すべき固定資産税がある場合は、提出をお願いします。</p> <p>※相続登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。</p> <p>※相続人が相続放棄された場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄された方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。</p>	<p>相当な期間（概ね3ヶ月）</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写し、遺産分割協議書の写しなど</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 0771-68-0004</p> <p>本庁 1号庁舎 1階</p> <p>管轄の法務局</p> <p>園部支局</p> <p>☎ 0771-62-0380</p>

手続き② 未登記家屋の名義変更届の提出

手続き詳細	期 限
<p>未登記家屋を持つ納税義務者が亡くなられた場合、名義変更届に必要な事項を記入し、提出してください。</p>	<p>相当な期間（概ね3ヶ月）</p> <p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>なし</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 0771-68-0004</p> <p>本庁 1号庁舎 1階</p>

◆市府民税の課税対象者である(当該年1月2日以降にお亡くなりの方)

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・府民税が課税される(されている)場合、市民税・府民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※固定資産の手続きで提出していただきましたら同様に取扱いますので、改めての提出は不要です。</p>	<p>相当な期間(概ね3ヶ月)</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p> <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 遺言書の写し、遺産分割協議書の写しなど</p>	<p>税務課</p> <p>☎ 0771-68-0004</p> <p>本庁1号庁舎1階</p>

MEMO

4. 税金に関する手続き

◆原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を、処分された場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート(南丹市ナンバー・旧町ナンバー) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ: 相続人からの委任状	①相続人 ②相続人と同じ世帯のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0771-68-0004 本庁1号庁舎1階

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ: 相続人からの委任状	①相続人 ②相続人と同じ世帯のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 ☎ 0771-68-0004 本庁1号庁舎1階

◆二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車(250cc超)を所有していた

手続き 廃車・名義変更

手続き詳細	期 限
近畿運輸局京都運輸支局で手続きをしてください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは近畿運輸局京都運輸支局にお問合せください。	近畿運輸局 京都運輸支局 ☎ 050-5540-2061

◆三輪・四輪の軽自動車を所有していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
軽自動車検査協会 京都事務所で手続きをしてください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
詳しくは軽自動車検査協会 京都事務所にお問合せください。	軽自動車検査協会 京都事務所 ☎ 050-3816-1844

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

◆南丹市の被保険者であった

手続き① 介護保険被保険者証の返納

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返納してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証	高齢福祉課 ☎ 0771-68-0006 本庁4号庁舎1階

手続き② 送付先変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の保険料に関する通知を送付する場合があります。独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が届かなくなるおそれのある方は同届をご提出ください。	約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 送付先変更届の届出人の本人確認書類 (マイナンバーカード・運転免許証・保険証など)	高齢福祉課 ☎ 0771-68-0006 本庁4号庁舎1階
<input type="checkbox"/> 送付先の住所・氏名(宛名)が確認できる書類 ※届出者と送付先が異なる場合	

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

手続き③ 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の介護保険料に還付が発生する場合、相続人の代表者に通知させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか、また、どの口座に振り込みするのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p>	約2週間以内
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	<p>高齢福祉課</p> <p>☎ 0771-68-0006</p> <p>本庁4号庁舎1階</p>

◆介護認定を受けていた

手続き 各証の返納

手続き詳細	期 限
<p>介護保険被保険者証とあわせて、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証及び社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を交付されていた場合は返納してください。</p>	なし
	<p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	<p>高齢福祉課</p> <p>☎ 0771-68-0006</p> <p>本庁4号庁舎1階</p>

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

6. 老人医療に関する手続き

◆福祉医療費受給者証（「マル老」）を交付されていた

手続き① 異動届の提出

手続き詳細	期 限
老人医療費受給者異動届を提出してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 老人医療費受給者異動届	高齢福祉課 ☎ 0771-68-0006 本庁4号庁舎1階

手続き② 各証の返納

手続き詳細	期 限
福祉医療費受給者証（「マル老」）を返納してください。 また、一部負担金限度額適用認定証を交付されていた場合は返納してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費受給者証（「マル老」） <input type="checkbox"/> 一部負担金限度額適用認定証	高齢福祉課 ☎ 0771-68-0006 本庁4号庁舎1階

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

7. あんしん見守りシステムに関する手続き

◆あんしん見守りシステムに関する機器の貸与を受けている

手続き① 異動届の提出

手続き詳細	期 限
あんしん見守りシステム異動届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> あんしん見守りシステム事業異動届	高齢福祉課 ☎ 0771-68-0006 本庁4号庁舎1階

手続き② 貸与機器の返却

手続き詳細	期 限
貸与を受けている機器・ペンダントを返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> あんしん見守りシステム機器	高齢福祉課 ☎ 0771-68-0006 本庁4号庁舎1階

MEMO

8. 福祉（障がい）に関する手続き

◆身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳返還届の提出と、手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

◆障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

◆特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

◆特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し <input type="checkbox"/> 印鑑	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

8. 福祉（障がい）に関する手続き

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還
（未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

◆自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返納してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

MEMO

◆心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

8. 福祉（障がい）に関する手続き

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
死亡・重度障害届出書を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 給付金証書	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

◆重度心身障害老人健康管理事業の助成を受けていた

手続き 重度障害者医療費助成受給券の返却、資格喪失届、及び口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害老人健康管理事業対象者証（シール）の交付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障害老人健康管理事業対象者証（シール） <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

◆福祉医療費支給事業（障がい）の助成を受けていた

手続き 福祉医療費受給者証の返却、資格喪失届、及び口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費受給者証の交付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

◆福祉タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁4号庁舎1階

..... MEMO

.....

.....

.....

8. 福祉（障がい）に関する手続き

◆児童通所支援を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返納となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁 4号庁舎 1階

◆障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返納

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返納となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	社会福祉課 ☎ 0771-68-0007 本庁 4号庁舎 1階

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

9. 子どもに関する手続き

◆児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0771-68-0017 本庁4号庁舎2階

◆児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	亡くなられた日から14日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0771-68-0017 本庁4号庁舎2階

MEMO

9. 子どもに関する手続き

◆子育て支援医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、資格異動届出書提出の手続き

手続き詳細	期 限
子育て支援医療費助成受給者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の子育て支援医療費助成受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0771-68-0017 本庁4号庁舎2階

◆ひとり親家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、資格異動届出書提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費等助成受給者証を交付していた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費等助成受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0771-68-0017 本庁4号庁舎2階

◆幼稚園・保育所等に通っている未就学児の保護者

手続き 保護者の変更手続き、保育料の再算定

手続き詳細	期 限
登録保護者の変更が必要になります。また保育料などの再算定が必要です。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0771-68-0017 本庁4号庁舎2階

◆母子家庭奨学金を受給していた

手続き 変更届の提出、過払い分の返納

手続き詳細	期 限
母子家庭奨学金を支給済みの場合は、過払分の返納が必要です。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 0771-68-0017 本庁4号庁舎2階

10. 上下水道に関する手続き

◆上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 また、井戸水を使用しており、下水道に接続されている世帯の方が亡くなられた場合、世帯人数の変更手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道部 経営総務課 ☎ 0771-68-0064 八木支所 2階

◆下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	上下水道部 下水道課 ☎ 0771-68-0054 八木支所 2階

MEMO

.....

.....

.....

.....

◆浄化槽を使用していた

手続き 名義変更または休止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽の名義人の場合、管理者変更または使用休止の手続きが必要となります。 ※使用休止の場合、水道の閉栓と浄化槽の最終清掃が必要になります。	変更の日から 30 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【浄化槽管理者変更報告書】 なし 【浄化槽使用休止届出書】 浄化槽の最終清掃を実施したことがわかる完了報告書の添付	上下水道部 下水道課 ☎ 0771-68-0054 八木支所 2 階

MEMO

11. 飼い犬に関する手続き

◆犬の飼い主として登録している方

手続き 所有者変更届出書の提出（電話連絡可）

手続き詳細	期 限
犬の飼い主の変更の届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境課 ☎ 0771-68-0085 本庁 2号庁舎 1階

12. 農地の相続に関する手続き

◆農地の所有者だった

手続き 農地法第3条の3第1項の規定による届出書を提出

手続き詳細	期 限
農地の所有者の変更の届出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	農業委員会事務局 ☎ 0771-68-0067 本庁 2号庁舎 3階

13. 市営住宅に関する手続き

◆市営住宅の名義人だった

手続き 住宅返還届の提出

手続き詳細	期 限
入居者が単身者の場合、入居者死亡により退去となります。親族の方（相続人）により退去の手続きを進めてください。	—
	手続き可能な人 親族（相続人）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 住宅返還届 <input type="checkbox"/> 住民票除票	営繕課 ☎ 0771-68-0062 本庁 2号庁舎 2階

◆同居家族が入居を継続する

手続き 承継承認申請の提出

手続き詳細	期 限
同居家族がいる場合、住宅入居承継承認申請書を提出し、承認されれば市営住宅に引き続き入居いただけます。ただし承継の要件に当てはまる方の場合のみとなります。	—
	手続き可能な人 承継可能な親族（相続人）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 住宅入居承継承認申請書 <input type="checkbox"/> 入居者との続柄の分かる書類 <input type="checkbox"/> 収入額の証明書類	営繕課 ☎ 0771-68-0062 本庁 2号庁舎 2階

MEMO

13. 市営住宅に関する手続き

◆市営住宅の同居家族だった

手続き 同居家族異動届の提出

手続き詳細	期 限
同居家族が亡くなられた場合は、同居家族異動届を提出してください。	—
	手続き可能な人 名義人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 同居家族異動届 <input type="checkbox"/> 住民票除票	営繕課 ☎ 0771-68-0062 本庁2号庁舎2階

14. その他に関する手続き

◆家財整理をしたい

手続き 直接ごみ処理施設に搬出する場合

手続き詳細	期 限
搬出前に電話をかけて「住所」、「氏名」、「搬出日時」、「品目」、「持込量」を伝えてください。	なし
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
長さ 50cm 以上の品目及び 30cm 以上の家電ごみについては、処理手数料として粗大家電共通シールが必要になります。 ※船井郡衛生管理組合発行の「ごみの正しい分け方と出し方」の冊子を参考に処分してください。	京都中部クリーンセンター ☎ 0771-42-5341 (株)かねだ商店 ☎ 0771-74-1351

MEMO

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 園部税務署 ☎ 0771-62-0340
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	南丹警察署 ☎ 0771-62-0110 京都府警察本部 運転免許試験課免許係 ☎ 075-631-5181
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター(保健 所)へお問い合わせくだ さい。	南丹保健所 ☎ 0771-62-4751
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 園部税務署 ☎ 0771-62-0340
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者 移転(相続)登記など	京都地方法務局 園部支局 ☎ 0771-62-0380

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☑	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	<p>被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。</p> <p>【手続き・問合せ先】園部税務署 ☎ 0771-62-0340</p>
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	<p>各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。</p> <p>基礎控除額＝ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数</p> <p>【手続き・問合せ先】園部税務署 ☎ 0771-62-0340</p>

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

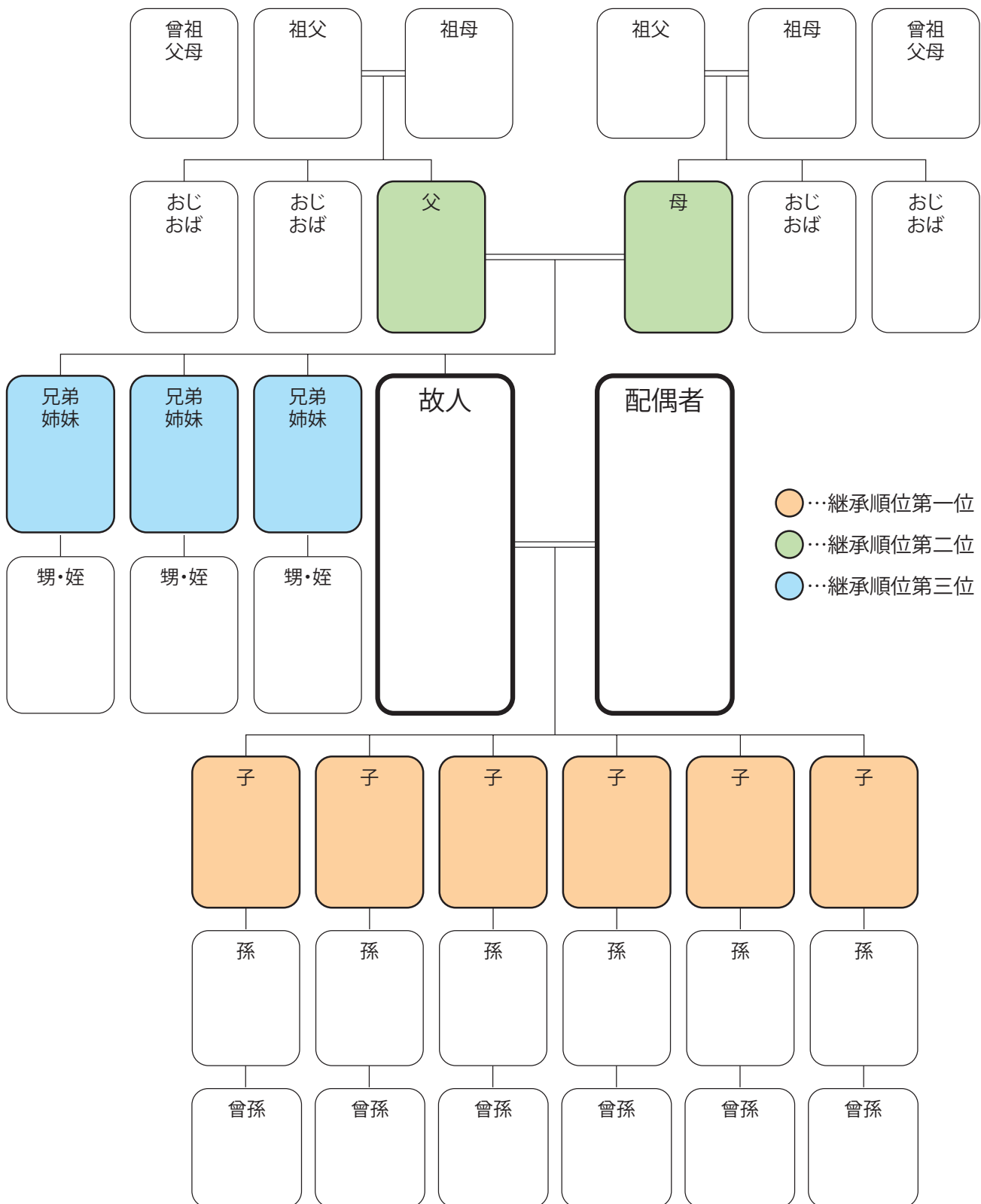
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

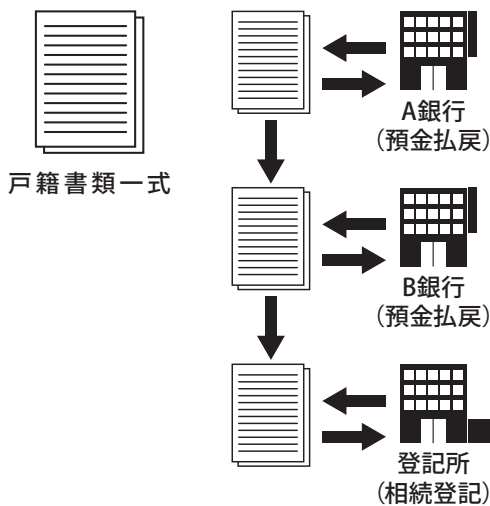
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

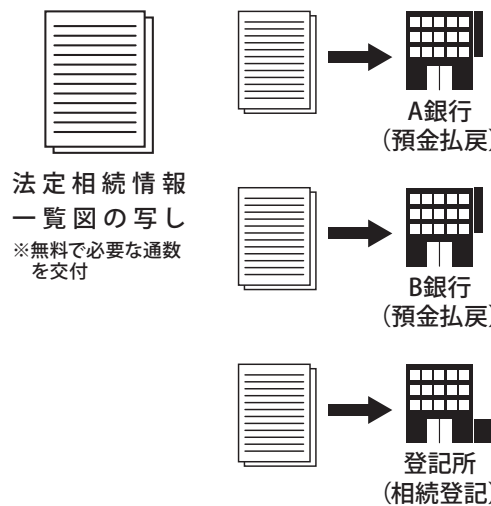
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____ (印)

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)京都府南丹市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発 行	南丹市役所
編集／制作	株式会社鎌倉新書
発 行 年	2022 年 11 月

この冊子は、広告主の協賛により作成されたものです。
広告主及び広告内容については、南丹市が推奨するものではありません。
広告内容に関しては、直接広告主にお問い合わせください。